

改 正 案	現 行								
<p>第1 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この計画において周波数等は、次により表示する。</p> <p>(1) 周波数</p> <p>各基幹放送局に使用させることができる周波数帯の中央の周波数(中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについては、次に掲げるチャンネル番号)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>ウ テレビジョン放送</u></p> <p>(ア) <u>470MHzを超え770MHz以下</u>の周波数を使用する地上系による<u>もの</u></p> <p>中央の周波数<math>473.142857+6i</math>MHz (iは0から49までの整数)に対応するチャンネル番号は、<math>13+i</math></p> <p>(イ) 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数(以下「放送衛星業務用の周波数」という。)を使用して衛星基幹放送を行う衛星によるもの(表略)</p> <p>(ウ) 人工衛星N-SAT-110によるもの</p> <p>中央の周波数<math>12.291+0.04000r</math>GHz (rは0から11までの整数)に対応するチャンネル番号は、<math>ND(2r+2)</math></p>	<p>第1 (同左)</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>ア・イ (同左)</p> <p><u>ウ テレビジョン放送(標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。)</u></p> <p><u>(ア) 地上基幹放送</u></p> <p><u>90MHzから108MHzまで、170MHzから194MHzまで、192MHzから222MHzまで、470MHzから770MHzまで及び12.092GHzから12.200GHzまでの周波数をそれぞれ6MHzの間隔に区分し、その区分した各周波数帯に低いものから順に付した1からの一連の番号</u></p> <p><u>(イ) 衛星基幹放送</u></p> <p><u>次の表の周波数に対応する番号</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>チャンネル番号</u></th> <th style="text-align: center;"><u>中央の周波数(GHz)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11.80420</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>7</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11.84256</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>11</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11.91928</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>エ デジタル放送(標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。)</u></p> <p>(ア) <u>470MHzから770MHzまでの周波数を使用する地上系によるテレビジョン放送</u></p> <p>中央の周波数<math>473.142857+6i</math>MHz (iは0から49までの整数)に対応するチャンネル番号は、<math>13+i</math></p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ウ) (同左)</p>	<u>チャンネル番号</u>	<u>中央の周波数(GHz)</u>	<u>5</u>	<u>11.80420</u>	<u>7</u>	<u>11.84256</u>	<u>11</u>	<u>11.91928</u>
<u>チャンネル番号</u>	<u>中央の周波数(GHz)</u>								
<u>5</u>	<u>11.80420</u>								
<u>7</u>	<u>11.84256</u>								
<u>11</u>	<u>11.91928</u>								

(2) 送信場所  
(略)

(3) 空中線電力

各基幹放送局に使用させることのできる最大の空中線電力。

3 放送対象地域ごとの放送局に使用させることのできる周波数等は、4から10までに規定するものを除き、第2から第7までに定めるとおりとする。

4 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。

(1)～(3) (略)

5 (略)

(2) (同左)

(3) 空中線電力

各基幹放送局に使用させることのできる最大の空中線電力(第5において「U」の表示を付したものはUHF帯の周波数に係るものを示す。)。

3 放送対象地域ごとの放送局に使用させることのできる周波数等は、6から13までに規定するものを除き、第2から第9までに定めるとおりとする。

4 標準テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。6(4)及び(5)並びに14(3)において同じ。))を行う基幹放送局(SHF帯の周波数を使用するものを除く。)による周波数の使用は、平成23年7月24日までに限る(ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日まで使用することができる。)。ただし、テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))に使用する周波数を確保するために周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものの変更前の周波数の使用期限は、第5に定めるとおりとする。

5 テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))を行う基幹放送局による53チャンネルから62チャンネルまでの周波数の使用は、テレビジョン放送以外の用途で使用する周波数を確保するため、平成24年7月24日までに限る。ただし、岩手県及び宮城県の区域においては、平成25年3月31日まで使用することができる。

6 (同左)

(1)～(3) (同左)

(4) 標準テレビジョン放送(地上系)を行う10W以下(UHF帯又はSHF帯の周波数を使用するものについては30W以下)の中継局(ただし、当該中継局であつて、テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))に使用する周波数を確保するために周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものは別に定める。)

(5) テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))を行う3W以下の中継局(ただし、当該中継局の周波数を確保するために標準テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものは別に定める。)

7 4に規定するもののほか、中継局の周波数等については、周波数等の変更に伴う基幹放送の円滑な実施を確保するためその他特別な理由がありやむを得ないと認められる場合には、他に支障を与えず、かつ、合理的と認められる範囲内に限り、当分の間、この計画と異なる周波数等を個別に定めることができるものとする。

8 (同左)

6 多重放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等は、基幹放送普及計画で定める放送対象地域ごとの放送系の数の目標の範囲内において、その基幹放送局が設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局の周波数等と同一のものとする。

7 国際放送及び中継国際放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等は、電波伝搬の特性等を勘案して個別に定めるものとする。この場合において、周波数は次の周波数帯のなかから選定するものとする。

5900kHzを超え6200kHz以下、7200kHzを超え7450kHz以下、9400kHzを超え9900kHz以下、11600kHzを超え12100kHz以下、13570kHzを超え13870kHz以下、15100kHzを超え15800kHz以下、17480kHzを超え17900kHz以下、21450kHzを超え21850kHz以下及び25670kHzを超え26100kHz以下の周波数

8 内外放送を行う基幹放送局の周波数等は、その円滑な実施を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。

なお、3.6GHzを超え4.2GHz以下の周波数を使用する内外放送については、優先的に割り当てられる他の無線通信業務の局の運用により、継続的かつ良好な受信状況を確保できない場合がある。

9・10 (略)

11 以上のほか、基幹放送用の周波数の使用は、電波に関する国際的取り決め及び次に掲げる要件に適合するとともに、電波の公平かつ能率的な利用の確保に資するものとする。

(1) (略)

(2) (略)

9 多重放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等は、基幹放送普及計画で定める放送対象地域ごとの放送系の数の目標の範囲内において、その基幹放送局が設備を共用する超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送局の周波数等と同一(標準テレビジョン音声多重放送又は音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上系の基幹放送局の空中線電力は、その基幹放送局が設備を共用する標準テレビジョン放送を行う基幹放送局の音声の送信に係る空中線電力と同一)のものとする。

10 国際放送及び中継国際放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等は、電波伝搬の特性等を勘案して個別に定めるものとする。この場合において、周波数は次の周波数帯のなかから選定するものとする。

5950kHzから6200kHzまで、7100kHzから7300kHzまで、9500kHzから9900kHzまで、11650kHzから12050kHzまで、13600kHzから13800kHzまで、15100kHzから15600kHzまで、17550kHzから17900kHzまで、21450kHzから21850kHzまで及び25670kHzから26100kHzまでの周波数

11 内外放送を行う基幹放送局の周波数等は、その円滑な実施を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。

なお、3.6GHzから4.2GHzまでの周波数を使用する内外放送については、優先的に割り当てられる他の無線通信業務の局の運用により、継続的かつ良好な受信状況を確保できない場合がある。

12・13 (同左)

14 (同左)

(1) (同左)

(2) テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局による1チャンネルから12チャンネルまでの周波数の使用は平成23年7月24日まで、53チャンネルから62チャンネルまでの周波数の使用は平成24年7月24日までに限る。ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域における1チャンネルから12チャンネルまでの周波数は平成24年3月31日まで、岩手県及び宮城県の区域における53チャンネルから62チャンネルまでの周波数は平成25年3月31日まで使用することができる。

(3) 63チャンネルから80チャンネルまでのテレビジョン放送の周波数は、高層建築物等による標準テレビジョン放送(地上系)の受信障害の解消を目的とする基幹放送局に使用させるものとする。

なお、当該基幹放送局による周波数の使用は、当該基幹放送局が再放送する標準テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局による周波数の使用期限(当該基幹放送局が再放送する標準テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局がテレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるもの)に限る。))に使用する周波数を確保するために周波数又は空中線電力の変更をする必要のある場合にあつては、変更後の周波数の使用期限とする。)までに限り、当該基幹放送局による周波数の使用期限後に使用させることのできる周波数(76チャンネルから80チャンネルまでの周波数を除く。)は、テレビジョン放送(地上系)を行う基幹放送局には使用させないものとする。

(4) (同左)

(3) 超短波放送（地上系）

- ア 必要と認められる場合には、指向性空中線、俯角付き空中線及び垂直偏波を使用させることができるものとする。
- イ 基幹放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）第7条第1項第2号による送信空中線の設置場所の制限に対する同条第2項の適用については、他の基幹放送局の送信空中線の設置場所に近接して設置するよりも近接していない場所に設置した方が、電波の公平かつ能率的な利用の観点から実情に則していると認められる場合とする。

第2・第3 （略）

第4 超短波放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

- 1 日本放送協会の放送  
総合放送

放送対象 地 域	親 局		
	送信場所	周波数 (MHz)	空中線電力 (kW)
	(略)		
東京都	東 京	82.5	<u>7</u>
	(略)		

(5) 超短波放送（地上系（標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））

- ア （同左）
- イ （同左）

(6) 標準テレビジョン放送（地上系）については、必要と認められる場合には、指向性空中線、垂直偏波及び次に掲げる基準に合致するオフセットキャリア方式、精密オフセットキャリア方式、超精密オフセットキャリア方式及び同期放送方式を使用させることができるものとする。

- (ア) オフセットキャリア方式においては、映像信号搬送波の周波数とその基準値から±1000Hzを超えて変わらないものであって、相互にオフセットキャリア方式の関係にある基幹放送局の映像信号搬送波の周波数の基準値が、10kHz又は20kHzの差を有するものであること。
- (イ) 精密オフセットキャリア方式においては、映像信号搬送波の周波数とその基準値から±2.5Hzを超えて変わらないものであって、相互に精密オフセットキャリア方式の関係にある基幹放送局の映像信号搬送波の周波数の基準値が、10.010kHz又は20.020kHzの差を有するものであること。
- (ウ) 超精密オフセットキャリア方式においては、映像信号搬送波の周波数とその基準値から±1Hzを超えて変わらないものであって、相互に超精密オフセットキャリア方式の関係にある基幹放送局の映像信号搬送波の周波数の基準値が、2.592kHz、10.010kHz、12.602kHz、20.020kHz、22.612kHz又は25.204kHzの差を有するものであること。
- (エ) 同期放送方式においては、相互に同期放送の関係にある基幹放送局は、同時に同一番組を放送するものであって、かつ、その映像信号搬送波の周波数の差が0.2Hzを超えて変わらないものであること。

第2・第3 （同左）

第4 （同左）

- 1 （同左）

放送対象 地 域	親 局		
	送信場所	周波数 (MHz)	空中線電力 (kW)
	(同左)		
東京都	東 京	82.5	<u>10</u>
	(同左)		

2 (略)

3 基幹放送事業者の放送

(1) 県域放送

放送対象地域	親局		
	送信場所	周波数 (MHz)	空中線電力 (kW)
(略)			
東京都	東京	80.0	10
		81.3	7
(略)			

(2) (略)

2 (同左)

3 (同左)

(1) (同左)

放送対象地域	親局		
	送信場所	周波数 (MHz)	空中線電力 (kW)
(同左)			
東京都	東京	80.0	10
		81.3	10
(同左)			

(2) (同左)

第5 標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

1 日本放送協会の放送

(1) 総合放送(広域放送)

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
関東広域圏	東京	1	50	(茨城)		
				日立	52	0.1
				高萩	51	0.1
				(栃木)		
				宇都宮	29-	0.1
					51	
				日光	52-	0.1
				大田原	51	0.1
					40-	
				(群馬)		
				前橋	52+	0.1
				沼田	51	0.05
				(埼玉)		
				秩父	51-	0.1
	14-					
(千葉)						
銚子	51	0.1				
勝浦	51-	0.1				
東金	35	0.1				

				<u>(東京)</u>		
				<u>多摩</u>	<u>30-</u>	<u>0.2</u>
					<u>49-</u>	
				<u>新島</u>	<u>52-</u>	<u>0.3</u>
				<u>八丈</u>	<u>1-</u>	<u>0.03</u>
				<u>(神奈川)</u>		
				<u>平塚</u>	<u>33+</u>	<u>0.3</u>
				<u>小田原</u>	<u>52</u>	<u>0.1</u>

(注1) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。

(注2) これらの周波数(チャンネル番号)の使用は、平成23年7月24日までに限る。ただし、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合の上段の周波数(チャンネル番号)の使用は、平成18年7月24日までに限る。

(注3) チャンネル番号に付されている記号は、オフセットキャリア方式又は精密オフセットキャリア方式を使用させることができることを表し、使用しない場合の映像信号搬送波の基準周波数から、+は10kHz又は10.010kHz高い周波数を、-は10kHz又は10.010kHz低い周波数を使用させることができることを表す。

(2) 総合放送(県域放送)

<u>放送対象地域</u>	<u>親局</u>			<u>中継局</u>			<u>備考</u>
	<u>送信場所</u>	<u>周波数(チャンネル番号)</u>	<u>空中線電力(kW)</u>	<u>送信場所</u>	<u>周波数(チャンネル番号)</u>	<u>空中線電力(kW)</u>	
<u>北海道</u>	<u>札幌</u>	<u>3</u>	<u>10</u>	<u>函館</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	
				<u>小樽</u>	<u>11+</u>	<u>0.1</u>	
				<u>旭川</u>	<u>9-</u>	<u>1</u>	
				<u>室蘭</u>	<u>9</u>	<u>1</u>	
				<u>釧路</u>	<u>9+</u>	<u>1</u>	
				<u>帯広</u>	<u>4-</u>	<u>1</u>	
				<u>北見</u>	<u>9</u>	<u>0.1</u>	
				<u>網走</u>	<u>3-</u>	<u>1</u>	
				<u>留萌</u>	<u>4-</u>	<u>0.1</u>	
				<u>苫小牧</u>	<u>51</u>	<u>0.1</u>	
				<u>稚内</u>	<u>28</u>	<u>0.2</u>	
				<u>芦別</u>	<u>4+</u>	<u>0.1</u>	
				<u>紋別</u>	<u>45+</u>	<u>0.1</u>	
				<u>名寄</u>	<u>4</u>	<u>0.3</u>	
				<u>根室</u>	<u>9</u>	<u>0.1</u>	
<u>歌志内</u>	<u>56</u>	<u>0.1</u>					
<u>深川</u>	<u>18</u>	<u>0.1</u>					

				富良野	4	0.1	
				江 差	9-	0.1	
				大 成	51-	0.1	
				今 金	4-	0.1	
				俱知安	22-	0.05	※4
					46		
				岩 内	9-	0.1	
				上 川	3+	0.03	
				羽 幌	55	0.1	
				浜頓別	9	0.3	
				遠 軽	2-	0.1	
				滝 上	4-	0.03	
				静 内	56	0.1	
				浦 河	9+	0.1	
				広 尾	9	0.1	
				中標津	17	2	
青森 県	青 森	3+	5	八 戸	9-	0.5	
				五所川原	46-	2	
				む つ	4+	0.1	
				上 北	51+	0.1	
岩手 県	盛 岡	4+	3	宮 古	4-	0.1	
				一 関	9-	0.03	
				釜 石	2	0.3	
				二 戸	5	0.3	
				岩 泉	3	0.1	
宮城 県	仙 台	3-	10	気仙沼	2+	0.1	
				栗 駒	4	0.1	
秋田 県	秋 田	9	5	能 代	27-	0.1	
				大 館	4-	0.1	
				湯 沢	3+	0.1	
				大 曲	45	0.3	
				鹿 角	2	0.1	
山形 県	山 形	8-	3	米 沢	52	0.1	
				鶴 岡	3	1	
				新 庄	9+	0.05	
				長 井	17	0.1	
				小 国	9	0.03	
福島 県	福 島	9-	3	会津若松	1+	1	
				いわき	4-	0.1	
				白 河	60	0.1	

				原町 田島	8+ 9	0.1 0.03	
新潟 県	新潟	8+	5	糸魚川 上越 小出 津南	4- 3- 3+ 59	0.03 0.1 0.1 0.1	
富山 県	富山	3+	3	福光	54	0.1	
石川 県	金沢	4-	3	七尾 輪島 珠洲 羽咋	9+ 3- 4 48	0.1 0.03 0.03 0.1	
福井 県	福井	9-	3	敦賀 小浜 大野 美浜	6+ 2+ 5- 59-	0.03 0.03 0.04 0.1	
山梨 県	甲府	1-	3	富士吉田	31	0.3	
長野 県	長野	2	1	長野 (善光寺) 松本  岡谷 飯田 伊那	44- 44 44+ 4- 4+ 53-	0.2 0.1  0.1 0.3 0.1	※4
岐阜 県	岐阜	39	5	高山 中津川 八幡	4+ 4- 4-	0.03 0.1 0.1	
静岡 県	静岡	9-	1	浜松 熱海 三島 富士宮 島田	4- 47 53 52 15 56+	1 0.1 0.1 0.1 0.1	※2
愛知 県	名古屋	3-	10	豊橋	54	0.1	
三重 県	津	31	5	伊勢 名張 尾鷲	53 52+ 4+	0.1 0.1 0.1	
滋賀	大津	28-	1	彦根	52-	0.3	



県							
京都府	京都	32	10	福知山 舞鶴 宮津	50+ 50- 51 43	0.3  0.1 0.1	※1
大阪府	大阪	2	10				
兵庫県	神戸	28	10	姫路 明石 豊岡 三木 香住	50 50+ 51- 50 44- 43+	0.1  0.1 0.1 0.1 0.1	※1
奈良県	奈良	51	1	五條	43-	0.1	
和歌山県	和歌山	32+	1	御坊 田辺 新宮	49 50+ 44	0.1 0.1 0.1	
鳥取県	鳥取	3-	1	米子 日野	32+ 2	1 0.1	
島根県	松江	6+	1	浜田 西ノ島	2- 11-	0.5 0.1	
岡山県	岡山	5+	10	津山 笠岡	2- 2	0.1 0.1	
広島県	広島	3-	10	呉 竹原 尾道 福山 府中 三次 大柿 千代田	11 56 1+ 5 56 6 47+ 56-	0.1 0.1 1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	
山口県	山口	9-	1	下関 宇部 萩 柳井 美祢 東和	39 16- 58- 3+ 57 58+ 48+ 48-	1 0.1  0.3 0.1 0.1 0.1	※3     ※2

				周東	58	0.1	
徳島県	徳島	3	1	日和佐	9-	0.1	
香川県	高松	37	10	丸亀	44	3	※1
				内海	50-	0.01	
					40-	0.3	
				小豆島	27+	1	※2
					53	0.3	
愛媛県	松山	6-	5	今治	32	0.1	
				宇和島	6+	0.1	
				八幡浜	17	0.1	
				新居浜	2+	0.3	
				大洲	9+	0.03	
				菊間	57	0.1	
				城辺	9+	0.1	
高知県	高知	4-	1	室戸	5+	0.03	
				須崎	2-	0.02	
				中村	1-	0.3	
福岡県	福岡	3	10	北九州	6	1	
				大牟田	53	0.1	
				久留米	46	0.3	
				行橋	49-	0.1	
佐賀県	佐賀	38	5	伊万里	51	0.3	
長崎県	長崎	3+	1	佐世保	8-	1	※3
				諫早	47	0.1	
					59+		
				福江	9+	0.03	
				郷ノ浦	59	0.3	
				厳原	5+	0.3	
熊本県	熊本	9	2	人吉	3-	0.1	
				水俣	4-	0.5	
大分県	大分	3+	3	中津	48-	0.1	
				日田	5-	0.02	
				佐伯	7-	0.03	
				国東	56-	0.1	
				蒲江	1	0.03	
				三重	58-	0.1	
				玖珠	53	0.1	
宮崎県	宮崎	8+	1	延岡	4	0.3	

県				高千穂	3	0.03
鹿児島県	鹿児島	3	5	鹿屋	4+	0.1
				枕崎	4	0.1
				串木野	59-	0.1
				阿久根	8	0.1
				名瀬	3-	0.3
				西之表	54-	0.3
				頰娃	8	0.03
				末吉	59	0.1
				志布志	58	0.1
				南種子	9-	0.03
				瀬戸内	6	0.5
				徳之島	9	0.1
				知名	3+	0.1
				沖縄県	那覇	2+
石垣	9	1				
石垣 (川平)	11	0.5				
今帰仁	38	0.3				
南大東	4	0.1				
(注1)						
竹富	8+	0.03				

(注1) 「南大東」に置局する基幹放送局については、本表にかかわらず、衛星基幹放送局を親局とすることができる。

(注2) 周波数の欄中、上下2段に周波数の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数を、下段は変更する周波数を表す。

この場合において、上段の周波数の使用は、備考欄に※1が付されているものは平成18年7月24日まで、※2が付されているものは平成20年9月15日まで、※3が付されているものは平成21年1月20日まで、※4が付されているものは平成21年6月28日までに限る。

(注3) これらの周波数の使用は、平成23年7月24日までに限る。ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日まで使用することができる。

(注4) 周波数に付されている記号は、オフセットキャリア方式又は精密オフセットキャリア方式を使用させることができることを表し、使用しない場合の映像信号搬送波の基準周波数から、+は10kHz又は10.010kHz高い周波数を、-は10kHz又は10.010kHz低い周波数を使用させることができることを表す。

### (3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	備考
全国	親局			
	東京	3	50	

中 継 局			
(北海道)			
札幌	12	10	
函館	10	1	
小樽	2+	0.1	
旭川	2-	1	
室蘭	2	1	
釧路	2+	1	
帯広	12-	1	
北見	2	0.1	
網走	12+	1	
留萌	2+	0.1	
苫小牧	49	0.1	
稚内	30	0.2	
芦別	2	0.1	
紋別	47+	0.1	
名寄	12-	0.3	
根室	2	0.1	
歌志内	52	0.1	
深川	16	0.1	
富良野	12+	0.1	
江差	2-	0.1	
大成	49-	0.1	
今金	12-	0.1	
倶知安	20-	0.05	※4
	44		
岩内	11-	0.1	
上川	5+	0.03	
羽幌	53	0.1	
浜頓別	2	0.3	
遠軽	10+	0.1	
滝上	12	0.03	
静内	54	0.1	
浦河	2+	0.1	
広尾	2	0.1	
中標津	15	2	
(青森)			
青森	5+	5	
八戸	7-	0.5	
五所川原	48-	2	

<u>むつ</u>	<u>12</u>	<u>0.1</u>	
<u>上北</u>	<u>49+</u>	<u>0.1</u>	
<u>(岩手)</u>			
<u>盛岡</u>	<u>8</u>	<u>3</u>	
<u>宮古</u>	<u>8-</u>	<u>0.1</u>	
<u>一関</u>	<u>2-</u>	<u>0.03</u>	
<u>釜石</u>	<u>12</u>	<u>0.3</u>	
<u>二戸</u>	<u>12-</u>	<u>0.3</u>	
<u>岩泉</u>	<u>11-</u>	<u>0.1</u>	
<u>(宮城)</u>			
<u>仙台</u>	<u>5-</u>	<u>10</u>	
<u>気仙沼</u>	<u>10+</u>	<u>0.1</u>	
<u>栗駒</u>	<u>2+</u>	<u>0.1</u>	
<u>(秋田)</u>			
<u>秋田</u>	<u>2-</u>	<u>5</u>	
<u>能代</u>	<u>25-</u>	<u>0.1</u>	
<u>大館</u>	<u>8-</u>	<u>0.1</u>	
<u>湯沢</u>	<u>5+</u>	<u>0.1</u>	
<u>大曲</u>	<u>43</u>	<u>0.3</u>	
<u>鹿角</u>	<u>12</u>	<u>0.1</u>	
<u>二ツ井</u>	<u>5</u>	<u>0.05</u>	
<u>(山形)</u>			
<u>山形</u>	<u>4-</u>	<u>3</u>	
<u>米沢</u>	<u>50</u>	<u>0.1</u>	
<u>鶴岡</u>	<u>6-</u>	<u>1</u>	
<u>新庄</u>	<u>2+</u>	<u>0.05</u>	
<u>長井</u>	<u>15</u>	<u>0.1</u>	
<u>小国</u>	<u>2</u>	<u>0.03</u>	
<u>(福島)</u>			
<u>福島</u>	<u>2-</u>	<u>3</u>	
<u>会津若松</u>	<u>3+</u>	<u>1</u>	
<u>いわき</u>	<u>10-</u>	<u>0.1</u>	
<u>白河</u>	<u>58</u>	<u>0.1</u>	
<u>原町</u>	<u>4+</u>	<u>0.1</u>	
<u>田島</u>	<u>5+</u>	<u>0.03</u>	
<u>(茨城)</u>			
<u>日立</u>	<u>50</u>	<u>0.1</u>	
<u>高萩</u>	<u>49</u>	<u>0.1</u>	
<u>(栃木)</u>			
<u>宇都宮</u>	<u>27-</u>	<u>0.1</u>	<u>※1</u>

日光	<u>49+</u>		
大田原	<u>50-</u>	<u>0.1</u>	※1
	<u>49</u>	<u>0.1</u>	
	<u>30</u>		
(群馬)			
前橋	<u>50+</u>	<u>0.1</u>	
沼田	<u>49</u>	<u>0.05</u>	
(埼玉)			
秩父	<u>49-</u>	<u>0.1</u>	
(千葉)			
銚子	<u>49</u>	<u>0.1</u>	
勝浦	<u>49-</u>	<u>0.1</u>	
東金	<u>38</u>	<u>0.1</u>	
(東京)			
多摩	<u>32-</u>	<u>0.2</u>	※1
	<u>47-</u>		
新島	<u>50-</u>	<u>0.3</u>	
八丈	<u>3-</u>	<u>0.03</u>	
(神奈川)			
平塚	<u>29+</u>	<u>0.3</u>	
小田原	<u>50</u>	<u>0.1</u>	
(新潟)			
新潟	<u>12</u>	<u>5</u>	
糸魚川	<u>9+</u>	<u>0.03</u>	
上越	<u>1-</u>	<u>0.1</u>	
小出	<u>11+</u>	<u>0.1</u>	
津南	<u>61-</u>	<u>0.1</u>	
(富山)			
富山	<u>10-</u>	<u>3</u>	
福光	<u>52</u>	<u>0.1</u>	
(石川)			
金沢	<u>8-</u>	<u>3</u>	
七尾	<u>5+</u>	<u>0.1</u>	
輪島	<u>12-</u>	<u>0.03</u>	
珠洲	<u>8</u>	<u>0.03</u>	
羽咋	<u>46</u>	<u>0.1</u>	
(福井)			
福井	<u>3</u>	<u>3</u>	
敦賀	<u>12+</u>	<u>0.03</u>	
小浜	<u>10+</u>	<u>0.03</u>	

大野	1	0.04	
美浜	56-	0.1	
(山梨)			
甲府	3-	3	
富士吉田	29	0.3	
(長野)			
長野	9	1	
長野	46-	0.2	
(善光寺)			
松本	46	0.1	※4
	46+		
岡谷	8-	0.1	
飯田	3+	0.3	
伊那	51-	0.1	
(岐阜)			
高山	2+	0.03	
中津川	12-	0.1	
八幡	12-	0.1	
(静岡)			
静岡	2-	1	
浜松	8-	1	
熱海	49	0.1	
三島	51	0.1	
富士宮	54	0.1	
島田	18	0.1	※2
	54+		
(愛知)			
名古屋	9+	10	
豊橋	50	0.1	
(三重)			
伊勢	49	0.1	
名張	50+	0.1	
尾鷲	12+	0.1	
(滋賀)			
大津	46	0.1	
彦根	50-	0.3	
(京都)			
福知山	52+	0.3	
舞鶴	49	0.1	
宮津	45	0.1	

(大 阪)			
大 阪	<u>12</u>	<u>10</u>	
(兵 庫)			※1
姫 路	<u>52</u>	<u>0.1</u>	
	<u>52+</u>		
明 石	<u>49-</u>	<u>0.1</u>	
豊 岡	<u>52</u>	<u>0.1</u>	
三 木	<u>46-</u>	<u>0.1</u>	
香 住	<u>45+</u>	<u>0.1</u>	
(奈 良)			
五 條	<u>45-</u>	<u>0.1</u>	
(和 歌 山)			
御 坊	<u>51</u>	<u>0.1</u>	
田 辺	<u>52+</u>	<u>0.1</u>	
新 宮	<u>46</u>	<u>0.1</u>	
(鳥 取)			
鳥 取	<u>4+</u>	<u>1</u>	
日 野	<u>5</u>	<u>0.1</u>	
(島 根)			
松 江	<u>12</u>	<u>1</u>	
浜 田	<u>9</u>	<u>0.5</u>	
西ノ島	<u>9-</u>	<u>0.1</u>	
(岡 山)			
岡 山	<u>3+</u>	<u>10</u>	
津 山	<u>12+</u>	<u>0.1</u>	
笠 岡	<u>4-</u>	<u>0.1</u>	
(広 島)			※2
広 島	<u>7+</u>	<u>10</u>	
呉	<u>1</u>	<u>0.1</u>	
竹 原	<u>52</u>	<u>0.1</u>	
	<u>48+</u>		
尾 道	<u>7</u>	<u>1</u>	
福 山	<u>3</u>	<u>0.1</u>	
府 中	<u>52</u>	<u>0.1</u>	※2
	<u>52+</u>		
三 次	<u>1</u>	<u>0.1</u>	
大 柿	<u>45+</u>	<u>0.1</u>	
千代田	<u>52-</u>	<u>0.1</u>	
(山 口)			
下 関	<u>41</u>	<u>1</u>	



宇部	14-	0.1	※3
	55-		
山口	1-	1	
萩	6-	0.1	
柳井	54	0.1	
美祢	55+	0.1	
東和	46+	0.1	
周東	55	0.1	
(徳島)			
徳島	38	10	
日和佐	5-	0.1	
(香川)			
高松	39	10	
丸亀	40	3	
内海	21+	0.3	※1
	43-		
(愛媛)			
松山	2	5	
今治	30+	0.1	
宇和島	1	0.1	
八幡浜	15	0.1	※2
	30-		
新居浜	4	0.3	
大洲	1+	0.03	
菊間	54	0.1	
城辺	12	0.1	
(高知)			
高知	6-	1	
室戸	12-	0.03	
須崎	12	0.02	
中村	11+	0.3	
(福岡)			
北九州	12	1	
福岡	6+	10	
大牟田	50	0.1	
久留米	54	0.3	
行橋	46-	0.1	
(佐賀)			
佐賀	40	5	
伊万里	44+	0.3	※3

	<u>27</u>		
<u>(長 崎)</u>			
<u>長 崎</u>	<u>1+</u>	<u>1</u>	
<u>佐世保</u>	<u>2-</u>	<u>1</u>	
<u>諫 早</u>	<u>45</u>	<u>0.1</u>	<u>※3</u>
	<u>51+ (6)</u>	<u>0.1 (0.03)</u>	
<u>福 江</u>	<u>12+</u>	<u>0.03</u>	
<u>郷ノ浦</u>	<u>56</u>	<u>0.3</u>	
<u>巖 原</u>	<u>11+</u>	<u>0.3</u>	
<u>(熊 本)</u>			
<u>熊 本</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	
<u>人 吉</u>	<u>1-</u>	<u>0.1</u>	
<u>水 俣</u>	<u>1</u>	<u>0.5</u>	
<u>(大 分)</u>			
<u>大 分</u>	<u>12-</u>	<u>3</u>	
<u>中 津</u>	<u>45-</u>	<u>0.1</u>	
<u>日 田</u>	<u>2-</u>	<u>0.02</u>	
<u>佐 伯</u>	<u>1+</u>	<u>0.03</u>	
<u>国 東</u>	<u>53+</u>	<u>0.1</u>	
<u>蒲 江</u>	<u>3</u>	<u>0.03</u>	
<u>三 重</u>	<u>55-</u>	<u>0.1</u>	
<u>玖 珠</u>	<u>50</u>	<u>0.1</u>	
<u>(宮 崎)</u>			
<u>宮 崎</u>	<u>12+</u>	<u>1</u>	
<u>延 岡</u>	<u>2</u>	<u>0.3</u>	
<u>高千穂</u>	<u>12</u>	<u>0.03</u>	
<u>(鹿 児 島)</u>			
<u>鹿 児 島</u>	<u>5-</u>	<u>5</u>	
<u>鹿 屋</u>	<u>2</u>	<u>0.1</u>	
<u>枕 崎</u>	<u>9+</u>	<u>0.1</u>	
<u>串木野</u>	<u>56-</u>	<u>0.1</u>	
<u>阿久根</u>	<u>12</u>	<u>0.1</u>	
<u>名 瀬</u>	<u>4</u>	<u>0.3</u>	
<u>西之表</u>	<u>52-</u>	<u>0.3</u>	
<u>穎 娃</u>	<u>12</u>	<u>0.03</u>	
<u>末 吉</u>	<u>56</u>	<u>0.1</u>	
<u>志布志</u>	<u>55</u>	<u>0.1</u>	
<u>南種子</u>	<u>6-</u>	<u>0.03</u>	
<u>瀬戸内</u>	<u>10-</u>	<u>0.5</u>	
<u>徳之島</u>	<u>11</u>	<u>0.1</u>	

	知名	4+	0.1
	(沖縄)		
	那覇	12	5
	平良	4	1
	石垣	12+	1
	石垣(川平)	6	0.5
	今帰仁	40	0.3
	南大東	6	0.1
	(注1)		
	竹富	1+	0.03

(注1) 「南大東」に置局する基幹放送局については、本表にかかわらず、衛星基幹放送局を親局とすることができる。

(注2) 周波数の欄中、上下2段に周波数の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数を、下段は変更する周波数を表す。この場合において、上段の周波数の使用は、備考欄に※1が付されているものは平成18年7月24日まで、※2が付されているものは平成20年9月15日まで、※3が付されているものは平成21年1月20日まで、※4が付されているものは平成21年6月28日までに限る。

(注3) これらの周波数の使用は、平成23年7月24日までに限る。ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日まで使用することができる。この場合において、平成23年7月25日以降は、本表にかかわらず、仙台の中継局を親局とする。

(注4) 周波数に付されている記号は、オフセットキャリア方式又は精密オフセットキャリア方式を使用させることができることを表し、使用しない場合の映像信号搬送波の基準周波数から、+は10kHz又は10.010kHz高い周波数を、-は10kHz又は10.010kHz低い周波数を使用させることができることを表す。

## 2 放送大学学園の放送 教育放送

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
関東広域圏	東京	16	50	前橋	40+	1

(注1) これらの周波数(チャンネル番号)の使用は、平成23年7月24日までに限る。

(注2) チャンネル番号に付されている記号は、オフセットキャリア方式又は精密オフセットキャリア方式を使用させることができることを表し、使用しない場合の映像信号搬送波の基準周波数から、+は10kHz又は10.010kHz高い周波数を、-は10kHz又は10.010kHz低い周波数を使用させることができることを表す。

## 3 基幹放送事業者の放送

### (1) 総合放送(広域放送)

放送対象	親局	中継局
------	----	-----

地 域	送信場所	周 波 数					空中線電力 (kW)	送信場所	周 波 数					空中線電力 (kW)	
		(チャンネル番号)							(チャンネル番号)						
関東 広域圏	東京	4	6	8	10	12	50	(茨城)							
								日立	54	56	58	60	62	0.1	
								高萩	53	55	57	59	61	0.1	
								(栃木)							
								宇都宮	17-	19-	21-	23-	25-	0.1	
									44	41-	57+	55	53+		
								日光	54-	56-	58-	60-	62-	0.1	
								大田原	53	55	57	59	61	0.1	
									36-	42-	45				
								(群馬)							
								前橋	54+	56+	58+	60+	62+	0.1	
								沼田	53	55	57	59	61	0.05	
												59+	61+		
								(埼玉)							
秩父	53-	55-	57-	59-	61-	0.1									
	16-	18-	29+	38+	44+										
(千葉)															
銚子	53	55	57	59	61	0.1									
勝浦	53-	55-	57-	59-	61-	0.1									
(東京)															
多摩	18-	20-	22-	24-	26-	0.2									
	59+	57+	55+	53+	51-										
新島	54-	56-	58-	60-	62-	0.3									
八丈	4-	6-	8-	10-	12-	0.03									
(神奈川)															
平塚	35-	37-	39+	41+	43+	0.3									
小田原	54	56	58	60	62	0.1									
中京 広域圏	名古屋	1-	5	11+	35	10	U30	(岐阜)							
								高山	6+	8+	12+	26+	0.03	U0.1	
								中津川	6-	8-	10-	26	0.1	U0.2	
								八幡	6-	8-	10-	26-	0.1	U0.1	
								(愛知)							
								豊橋	56	58	60	62	0.1		
(三重)															
伊勢	47	55	57	61	0.1										
名張	54+	56+	60+	62+	0.1										
尾鷲	6+	8+	10+	26	0.1	U0.1									
近畿	大阪	4	6	8	10	10	(滋賀)								

広域圏	大津	36+	38	40	42	0.1
	彦根	54	58	60	62	0.3
	(京都)					
	福知山	54+	58+	60+	62+	0.2
	舞鶴	53	55	59	61	0.1
	宮津	33	35	37	41	0.1
	(兵庫)					
	姫路	54	58	60	62	0.1
	明石	53-	57-	59-	61-	0.1
	豊岡	54	58	60	62	0.1
	三木	34-	38-	40-	42-	0.1
	香住	33+	35+	37+	41+	0.1
	(奈良)					
	五條	33	35	37	39	0.1
(和歌山)						
御坊	53	57	59	61	0.1	
田辺	54+	58+	60+	62+	0.1	
新宮	36	38	40	42	0.1	

(注1) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。

(注2) これらの周波数(チャンネル番号)の使用は、平成23年7月24日までに限る。ただし、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合の上段の周波数(チャンネル番号)の使用は、平成18年7月24日までに限る。

(注3) チャンネル番号に付されている記号は、オフセットキャリア方式又は精密オフセットキャリア方式を使用させることができることを表し、使用しない場合の映像信号搬送波の基準周波数から、+は10kHz又は10.010kHz高い周波数を、-は10kHz又は10.010kHz低い周波数を使用させることができることを表す。

(2) 総合放送(県域放送)

放送対象地域	親局			中継局			備考
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	
北海道	札幌	1 5 17 27 35	10 U30	函館	6 12+ 21+ 27 35+	1 U10	
				小樽	4+ 7+ 9+ 24 26	0.1 U0.5	
				旭川	7- 11- 33 37 39	1 U10	
				室蘭	7 11 29 37 39	1 U10	
				釧路	7+ 11+ 39+ 41+ 43	1 U10	
				帯広	6- 10- 26 32 34	1 U10	
				北見	7 53 57 59 61	0.1 U0.5	

				網走	<u>1-</u> <u>5-</u> <u>27-</u> <u>31</u> <u>35-</u>	<u>1</u> <u>U10</u>	
				留萌	<u>6-</u> <u>10-</u> <u>36-</u> <u>38-</u> <u>40-</u>	<u>0.1</u> <u>U0.1</u>	
				苫小牧	<u>47</u> <u>53</u> <u>55</u> <u>57</u> <u>61</u>	<u>0.1</u>	
				稚内	<u>10+</u> <u>20</u> <u>22</u> <u>24</u> <u>26</u>	<u>0.1</u> <u>U0.2</u>	
				芦別	<u>6+</u> <u>10+</u>	<u>0.1</u>	
				紋別	<u>33</u> <u>37+</u> <u>39+</u> <u>41+</u> <u>43+</u>	<u>0.1</u>	
				名寄	<u>6</u> <u>10</u> <u>22</u> <u>24-</u> <u>26-</u>	<u>0.3</u> <u>U2</u>	
				根室	<u>7</u> <u>11</u> <u>58</u> <u>60</u> <u>62</u>	<u>0.1</u> <u>U0.5</u>	
				歌志内	<u>32</u> <u>54</u> <u>58</u> <u>60</u> <u>62</u>	<u>0.1</u>	
				深川	<u>20</u> <u>22</u> <u>24</u> <u>26</u> <u>28</u>	<u>0.1</u>	
				富良野	<u>6</u> <u>10</u> <u>57</u> <u>59</u> <u>61</u>	<u>0.1</u> <u>U0.1</u>	
				江差	<u>7-</u> <u>11-</u> <u>22-</u> <u>24-</u> <u>26-</u>	<u>0.1</u> <u>U0.1</u>	
				大成	<u>53-</u> <u>55-</u> <u>57-</u> <u>59-</u> <u>61-</u>	<u>0.1</u>	
				今金	<u>3+</u> <u>6+</u> <u>10-</u> <u>32</u> <u>34</u>	<u>0.1</u> <u>U0.1</u>	
				倶知安	<u>24-</u> <u>30-</u> <u>32-</u> <u>38-</u> <u>40-</u>	<u>0.05</u>	※4
					<u>42</u>		
				岩内	<u>2-</u> <u>4</u> <u>7-</u> <u>37-</u> <u>39-</u>	<u>0.1</u> <u>U0.1</u>	
				上川	<u>1+</u> <u>10+</u> <u>12+</u> <u>27+</u> <u>35</u>	<u>0.03</u> <u>U0.05</u>	
				羽幌	<u>43</u> <u>47</u> <u>51</u> <u>58</u> <u>61</u>	<u>0.1</u>	
				浜頓別	<u>7</u> <u>11</u> <u>32</u> <u>38</u> <u>40</u>	<u>0.3</u> <u>U1</u>	
				枝幸	<u>60</u> <u>62</u>	<u>0.05</u>	
				遠軽	<u>4+</u> <u>6+</u> <u>38</u> <u>40</u> <u>42</u>	<u>0.1</u> <u>U0.1</u>	
				滝上	<u>6-</u> <u>10-</u> <u>58</u> <u>60</u> <u>62</u>	<u>0.03</u> <u>U0.05</u>	
				静内	<u>22</u> <u>48</u> <u>52</u> <u>59</u> <u>62</u>	<u>0.1</u>	
				浦河	<u>4+</u> <u>7+</u> <u>11+</u> <u>24</u> <u>26</u>	<u>0.1</u> <u>U0.5</u>	
				広尾	<u>7</u> <u>11</u> <u>28</u> <u>30</u> <u>36</u>	<u>0.1</u> <u>U0.1</u>	
				中標津	<u>3+</u> <u>6</u> <u>19</u> <u>25</u> <u>29</u>	<u>0.3</u> <u>U2</u>	
青森県	青森	<u>1+</u> <u>34</u> <u>38</u>	<u>5</u> <u>U10</u>	八戸	<u>11+</u> <u>31-</u> <u>33-</u>	<u>0.5</u> <u>U1</u>	
				五所川原	<u>44-</u>	<u>2</u>	
				(注1)			
				むつ	<u>10+</u> <u>56-</u> <u>58</u>	<u>0.1</u> <u>U0.1</u>	
				上北	<u>53+</u> <u>55+</u> <u>57+</u>	<u>0.1</u>	
岩手県	盛岡	<u>6</u> <u>31+</u> <u>33+</u> <u>35</u>	<u>3</u> <u>U10</u>	宮古	<u>6+</u> <u>40</u> <u>42</u> <u>44</u>	<u>0.1</u> <u>U0.1</u>	
				大船渡	<u>26</u> <u>38</u> <u>40</u>	<u>0.1</u>	
				遠野	<u>40-</u> <u>42-</u> <u>44-</u>	<u>0.1</u>	
				一関	<u>11-</u> <u>23+</u> <u>25+</u> <u>37+</u>	<u>0.03</u> <u>U0.1</u>	
				釜石	<u>10</u> <u>58</u> <u>60</u> <u>62</u>	<u>0.3</u> <u>U1</u>	
				二戸	<u>2-</u> <u>27-</u> <u>29+</u> <u>37+</u>	<u>0.3</u> <u>U1</u>	
				岩泉	<u>1</u> <u>30-</u> <u>32+</u> <u>34+</u>	<u>0.1</u> <u>U0.1</u>	
宮城県	仙台	<u>1-</u> <u>12+</u> <u>32</u> <u>34</u>	<u>10</u> <u>U30</u>	気仙沼	<u>4</u> <u>6-</u> <u>37</u> <u>43+</u>	<u>0.1</u> <u>U0.3</u>	

					栗駒	8+ 10- 36+ 38+	0.1 U0.3	
秋田県	秋田	11 31 37	5 U10	能代	19- 23- 35-	0.1		
				大館	6- 57 59	0.1 U0.1		
				湯沢	1+	0.1		
				大曲	41 47 51	0.3		
				鹿角	10- 56 58	0.1 U0.1		
				鷹巣	33 41-	0.1		
				(注2)				
山形県	山形	10- 30+ 36 38	3 U10	米沢	54 56 58 60	0.1		
				鶴岡	1 22 24 39	1 U5		
				新庄	11+ 26 28 58-	0.05 U0.3		
				長井	19 21 23 25	0.1		
				小国	11 39 41 43	0.03 U0.1		
福島県	福島	11- 31 33 35-	3 U30	会津若松	6+ 37 41+ 47-	1 U5		
				いわき	8- 32- 34+ 36-	0.1 U0.2		
				白河	44- 46 56 62	0.1		
				原町	10+ 48 50+ 58-	0.1 U0.1		
				田島	11 33- 35+ 39	0.03 U0.1		
				浪江	30 38 40-	0.1		
栃木県	宇都宮	31-	5	日光	48-	0.1		
				大田原	33-	0.1		
群馬県	前橋	48+	1	沼田	47	0.05		
埼玉県	さいたま	38-	5	熊谷	28	0.1	※1	
	ま				30-			
				秩父	47-	0.1		
千葉県	千葉	46	5	銚子	39	0.1		
				東金	31	0.1		
				勝浦	47-	0.1		
東京都	東京	14	10	多摩	28- 61+	0.1	※1	
				新島	48-	0.3		
				八丈	45	0.1		
神奈川 県	横浜	42	10	平塚	31+	1		
				小田原	46-	0.1		
新潟県	新潟	5 21- 29 35	5 U30	糸魚川	6-	0.03		
				上越	10+ 27 33 37	0.1 U0.1		
				小出	9+ 39+ 41 43	0.1 U0.1		
				津南	51 53 55 57	0.1		
富山県	富山	1+ 32 34	3 U10	福光	56 58 60	0.1		
石川県	金沢	6- 25+ 33 37	3 U10	七尾	11+ 55 57 59	0.1 U0.3		

				輪島	10 17+ 19+ 35+	0.03 U0.1	※2
					22		
				珠洲	6 20+ 22+ 47+	0.03 U0.2	※2
					43- 41-		
				羽咋	40 42 44+ 50	0.1	
福井県	福井	11- 39-	3 U10	敦賀	8+ 38	0.03 U0.1	
				小浜	4+ 58+	0.03 U0.1	
				大野	7 37-	0.04 U0.1	
				美浜	49- 62-	0.1	
山梨県	甲府	5- 37	3 U10	富士吉田	33 35	0.3	
長野県	長野	11 20 30+ 38	1 U10	長野	40- 42 48- 50-	0.2	
				(善光寺)			
				松本	40 42 48 50	0.1	※4
					40+ 48+ 50+		
				岡谷	6- 47 59 61	0.1 U0.2	
				飯田	6 40 42 44	0.3 U1	
				伊那	55- 57- 59- 61-	0.1	
				飯山	41 43 45-	0.05	
				真田	40 42+ 44+ 44	0.1	※4
岐阜県	岐阜	37	5	高山	38+	0.1	
				中津川	28	0.2	
				八幡	38-	0.1	
静岡県	静岡	11- 31- 33- 35	1 U10	浜松	6- 28+ 30 34	1 U10	
				熱海	39- 41- 43 45	0.1	
				三島	55 57 59 61	0.1	
				富士宮	27 29 39 41	0.1	
				島田	22 48+ 50+ 58+	0.1	※2
					62+		
愛知県	名古屋	25	10	豊橋	52	0.1	
三重県	津	33	5	伊勢	59	0.1	
				名張	58+	0.1	
				尾鷲	28	0.1	
滋賀県	大津	30-	1	彦根	56	0.3	
京都府	京都	34	10	福知山	56+	0.2	
				舞鶴	57	0.1	
				宮津	39	0.1	
大阪府	大阪	19	10			—	
兵庫県	神戸	36	10	姫路	56	0.1	
				明石	55-	0.1	
				豊岡	56	0.1	



					香住	39+		0.1	
奈良県	奈良	55		1	五條	41		0.1	
和歌山 県	和歌山	30		1	御坊	55		0.1	
					田辺	56+		0.1	
					新宮	34-		0.1	
鳥取県 ・ 島根県	鳥取 ・ 松江	1 10 34+		1 U10	鳥取 (注3)	22+ 24+		1	
					倉吉	56 58		0.5	
					日野	8+ 38 40		0.1 U0.3	
					松江 (注4)	30+		10	
					浜田	5- 54 58		0.5 U1	
					大田	57 61		0.1	
					西ノ島	57- 59 61-		0.3	
岡山県 ・ 香川県	岡山 ・ 高松	9 11 23+ 25 35		10 U20	津山	7- 56- 58- 60 62-		0.1 U0.5	
					笠岡	6+ 17- 19- 21- 60-		0.1 U0.3	※2
						34+ 22- 55+			
					高松 (注5)	19+ 29+ 31+ 33 41		5	
					丸亀	16+ 18+ 20+ 22+ 42		3	※2
						46 48 50 52			
					内海	17+ 55+ 57+ 59+ 61+		0.3	※1
	49-								
広島県	広島	4+ 12+ 31 35+		10 U30	呉	5- 9+ 24+ 26-		0.1 U0.3	
					竹原	22- 38- 59 62		0.1	※2
						33-			
					尾道	10+ 12- 24 26		1 U1	
					福山	7- 11+ 54- 57-		0.1 U0.3	
					府中	36- 41- 59 62		0.1	
					三次	9- 11+ 24+ 26+		0.1 U0.3	
					大柿	33+ 49+ 51+ 53+		0.1	
千代田	38 41- 59- 62-		0.1						
山口県	山口	11- 28+ 38+		1 U10	下関	4+ 21+ 33		0.5 U1	
					宇部	18- 20- 31-		0.1	※3
						61- 44 24			
					萩	4- 31+ 33+		0.1 U0.3	※4
						31+ 25+ 33+ 36+		(注U0.01)	
						(注) (注)			
	岩国	22 28-		0.1	※3				
		62+							

				柳井	<u>19+</u> <u>39+</u> <u>60</u> <u>33</u>	<u>0.1</u>	※3
				美祢	<u>24+</u> <u>44+</u> <u>61</u>	<u>0.1</u>	
				東和	<u>16+</u> <u>42+</u> <u>44+</u> <u>33-</u> <u>53-</u> <u>59</u> <u>51-</u> (注) (注)	<u>0.1</u> (注0.033)	※3
				周東	<u>23-</u> <u>34</u> <u>61</u> <u>52</u>	<u>0.1</u>	※3
徳島県	徳島	<u>1</u>	<u>1</u>	日和佐	<u>11-</u>	<u>0.1</u>	—
愛媛県	松山	<u>10-</u> <u>25+</u> <u>29-</u> <u>37-</u>	<u>5</u> <u>U10</u>	今治	<u>34+</u> (注6) <u>34-</u>	<u>0.1</u>	※2
				宇和島	<u>10</u> <u>16</u> <u>32</u> <u>34+</u> <u>27-</u> <u>25-</u>	<u>0.1</u> <u>U0.5</u>	※2
				八幡浜	<u>19</u> <u>21</u> <u>23</u> <u>25</u>	<u>0.1</u>	
				新居浜	<u>6</u> <u>+</u> <u>14+</u> <u>27-</u> <u>36+</u> <u>27-</u> <u>16-</u>	<u>0.3</u> <u>U3</u>	※2
				大洲	<u>11+</u> <u>37</u> <u>42-</u> <u>44-</u>	<u>0.03</u> <u>U0.1</u>	
				菊間	<u>17</u> <u>21</u> <u>28</u> <u>60</u> <u>52-</u> <u>50-</u>	<u>0.1</u>	※2
				城辺	<u>5+</u> <u>22-</u> <u>26-</u> <u>29</u>	<u>0.1</u> <u>U0.1</u>	
高知県	高知	<u>8-</u> <u>38-</u> <u>40</u>	<u>1</u> <u>U10</u>	室戸	<u>10-</u>	<u>0.03</u>	
				須崎	<u>10</u>	<u>0.02</u>	
				中村	<u>3-</u> <u>14</u> <u>32</u>	<u>0.3</u> <u>U0.5</u>	
				宿毛	<u>30</u> <u>38</u>	<u>0.1</u>	
福岡県	福岡	<u>1</u> <u>4</u> <u>9+</u> <u>1</u> <u>9-</u> <u>37+</u>	<u>10</u> <u>U30</u>	北九州	<u>2+</u> <u>8</u> <u>10</u> <u>23+</u> <u>35-</u>	<u>1</u> <u>U10</u>	
				大牟田	<u>19-</u> <u>43</u> <u>55</u> <u>58</u> <u>61</u> (注)(注)	<u>0.1</u> (注0.3)	
				久留米	<u>14</u> <u>48</u> <u>52+</u> <u>57</u> <u>60</u>	<u>0.3</u>	
				行橋	<u>19-</u> <u>43-</u> <u>54-</u> <u>57-</u> <u>60-</u>	<u>0.1</u>	
佐賀県	佐賀	<u>36</u>	<u>5</u>	伊万里	<u>41+</u> <u>37-</u>	<u>0.3</u>	※3
長崎県	長崎	<u>5</u> <u>25+</u> <u>27+</u> <u>37</u>	<u>1</u> <u>U10</u>	佐世保	<u>10-</u> <u>17</u> <u>31-</u> <u>35</u>	<u>1</u> <u>U10</u>	
				諫早	<u>20</u> <u>24-</u> <u>42</u> <u>49</u> <u>32</u> <u>56+</u> <u>39</u> <u>62+</u>	<u>0.1</u>	※3
				福江	<u>6</u> <u>16</u> <u>18</u> <u>22</u> <u>29-</u>	<u>0.03</u> <u>U0.1</u>	※3
				郷ノ浦	<u>26</u> <u>32</u> <u>42+</u> <u>62</u> <u>21</u> <u>41&lt;32-&gt;43-</u>	<u>0.3</u>	※3
				厳原	<u>9</u> <u>16+</u> <u>18+</u> <u>22+</u>	<u>0.3</u> <u>U0.3</u>	

熊本県	熊本	11 16- 22- 34	2 U10	人吉 水俣	5+ 36+ 40- 42 6- 32- 36 38-	0.1 U0.1 0.5 U0.3	
大分県	大分	5 24- 36	3 U10	中津 日田 佐伯 国東 62 三重 玖珠	17- 37 51- 8- 9 31+ 49 27+ 40+ 50+ 21- 44 61- 27 35 56	0.1 0.02 0.03 U0.1 0.1 0.1	※3
宮崎県	宮崎	10+ 35+	1 U10	延岡 高千穂	6 39 5- 40	0.3 U1 0.03 U0.1	
鹿児島県	鹿児島	1 30 32 38	5 U10	鹿屋 枕崎 串木野 阿久根 名瀬 大口 西之表 頤娃 末吉 志布志 南種子 瀬戸内 徳之島 知名	6+ 25+ 31+ 33+ 6 26- 31- 33 46 49- 52- 62- 10 17- 23 35 1- 8- 24 26 33+ 37+ 39+ 56- 58- 60- 62- 10 19 21 23 46+ 48+ 52 62 27 51+ 53+ 61 55- 57- 59- 61- 12- 33 35 37 56+ 58+ 60+ 62+ 1+ 43- 47 49	0.1 U0.3 0.03 U0.3 0.1 0.1 U0.3 0.5 U1 0.1 0.3 0.03 U0.1 0.1 0.1 0.1 0.5 U0.5 0.1 U0.3	
沖縄県	那覇	8 10 28	5 U10	平良 石垣 石垣 (川平) 今帰仁 南大東 竹富	32 34 28 30 44 46 32 34 42 8 10 23 25	1 1 1 0.3 0.1 0.3	

(注1) 五所川原を送信場所とする中継局の周波数は、青森県の親局においてVHF帯の周波数を割り当てられた免許人の中継局に割り当てる。

(注2) 鷹巣を送信場所とする中継局の周波数は、秋田県の親局においてUHF帯の周波数を割り当てられた免許人の中継局に割り当てる。

(注3) 鳥取を送信場所とする中継局の周波数は、松江を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

(注4) 松江を送信場所とする中継局の周波数は、鳥取を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

**第5** テレビジョン放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等

1 日本放送協会の放送

(1) 総合放送（広域放送）

放送対象地域	親局		中継局			
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
関東広域圏 (注1)	東京	27	10			
				(埼玉) 秩父	13	0.01
				(千葉) 銚子	51	0.01
				勝浦	34	0.01
				東金	34	0.01

(注5) 高松を送信場所とする中継局の周波数は、岡山を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

(注6) 今治を送信場所とする中継局の周波数は、愛媛県の親局においてVHF帯の周波数を割り当てられた免許人の中継局に割り当てる。

(注7) 周波数の欄中、上下2段に周波数の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数を、下段は変更する周波数を表す。この場合において、上段の周波数の使用は、備考欄に※1が付されているものは平成18年7月24日まで、※2が付されているものは平成20年9月15日まで、※3が付されているものは平成21年1月20日まで、※4が付されているものは平成21年6月28日までに限る。

(注8) これらの周波数の使用は、平成23年7月24日までに限る。ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日まで使用することができる。

(注9) 周波数に付されている記号は、オフセットキャリア方式又は精密オフセットキャリア方式を使用させることができることを表し、使用しない場合の映像信号搬送波の基準周波数から、+は10kHz又は10.010kHz高い周波数を、-は10kHz又は10.010kHz低い周波数を使用させることができることを表す。

(注10) < >内の周波数は、周波数の変更を円滑に行うため、一時的に使用するものを表す。

**第6** テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。））を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等

1 (同左)

(1) (同左)

放送対象地域	親局		中継局			
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
関東広域圏 (注1)	東京	27	10	(栃木)		
				宇都宮	47	0.1
				日光	47	0.01
				大田原	47	0.01
				(群馬)		
				前橋	37	0.1
				沼田	37	0.005
				(埼玉) 秩父	13	0.01
(千葉) 銚子	34	0.01				
	51					
勝浦	34	0.01				
東金	34	0.01				

(略)

(注1) 総合放送（広域放送）を行う放送対象地域の関東広域圏には、茨城県、栃木県及び群馬県を含まないものとする。

(注2) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。

(2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
北海道	札幌	15	3	函館	18	1
				小樽	31	0.05
				旭川	15	1
				室蘭	24	1
				釧路	33	1
				帯広	15	1
				北見	30	0.05
				網走	18	1
				留萌	44	0.01
				苫小牧	24	0.01
				稚内	44	0.02
				紋別	30	0.01
				名寄	28	0.2
				根室	33	0.05
				歌志内	42	0.01
				深川	31	0.01
				富良野	28	0.01
江差	31	0.01				
大成	18	0.01				
今金	45	0.01				
倶知安	15	0.005				
岩内	15	0.01				

(同左)

(注1) 総合放送（広域放送）を行う放送対象地域の関東広域圏には、茨城県（(2)の(注3)に定める栃木県及び群馬県に係る周波数の使用開始の日以降については、茨城県、栃木県及び群馬県）を含まないものとし、栃木県及び群馬県に係る周波数の使用については、当該日の前日までに限る。

(注2) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う基幹放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(注3) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。この場合において、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。

(2) (同左)

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
北海道	札幌	15	3	函館	18	1
				小樽	31	0.05
				旭川	15	1
				室蘭	24	1
				釧路	33	1
				帯広	15	1
				北見	30	0.05
				網走	18	1
				留萌	44	0.01
				苫小牧	24	0.01
				稚内	44	0.02
				紋別	30	0.01
				名寄	28	0.2
				根室	33	0.05
				歌志内	42	0.01
				深川	31	0.01
				富良野	28	0.01
江差	31	0.01				
大成	18	0.01				
今金	45	0.01				
倶知安	15	0.005				
岩内	15	0.01				

				上川	31	0.005
				羽幌	28	0.01
				浜頓別	48	0.1
				遠軽	30	0.01
				滝上	18	0.005
				静内	50	0.01
				浦河	18	0.05
				広尾	16	0.01
				中標津	32	0.2
				渡島	18	0.5
				枝幸	28	0.005
(略)						
秋田県	秋田	48	1	能代	42	0.01
				大館	15	0.01
				大曲	23	0.03
				花輪	25	0.01
				鷹巣	24	0.01
(略)						
栃木県	宇都宮	47	0.1	日光	47	0.01
				大田原	47	0.01
				那須	44	0.01
群馬県	前橋	37	0.1	沼田	37	0.005
				下仁田	37	0.01
(略)						
長野県	長野	17	1	長野 (善光寺)	28	0.02
				松本	28	0.01
				岡谷	47	0.02
				飯田	46	0.1
				伊那	28	0.01
				真田	25	0.01
				飯山	25	0.005
(略)						
奈良県	奈良	31	0.1	五條	52	0.01
				生駒奈良北	31	0.01
和歌山 県	和歌山	23	0.1	御坊	21	0.01
				田辺	23	0.01

				上川	31	0.005
				羽幌	28	0.01
				浜頓別	48	0.1
				遠軽	30	0.01
				滝上	18	0.005
				静内	50	0.01
				浦河	18	0.05
				広尾	16	0.01
				中標津	32	0.2
				渡島	18	0.5
				枝幸	28	0.005
(同左)						
秋田県	秋田	15 48	1	能代	42	0.01
				大館	15	0.01
				大曲	23	0.03
				花輪	25	0.01
				鷹巣	24	0.01
(同左)						
栃木 県(注3)	宇都宮	47	0.1	日光	47	0.01
				大田原	47	0.01
				那須	44	0.01
群馬県 (注3)	前橋	37	0.1	沼田	37	0.005
(同左)						
長野県	長野	17	1	長野 (善光寺)	28	0.02
				松本	28	0.01
				岡谷	55 47	0.02
				飯田	46	0.1
				伊那	28	0.01
				真田	25	0.01
				飯山	25	0.005
(同左)						
奈良県	奈良	31	0.1	五條	26 52	0.01
				生駒奈良北	31	0.01
和歌山 県	和歌山	23	0.1	御坊	21	0.01
				田辺	23	0.01

				新宮	44	0.01
(略)						
島根県	松江	21	1	浜田	35	0.1
				西ノ島	35	0.03
				大田	24	0.01
				益田	21	0.03
				江津	48	0.03
				仁摩	24	0.01
(略)						
山口県	山口	16	1	下関	16	0.1
				萩	48	0.1
				柳井	30	0.01
				周東	30	0.01
				美祢	16	0.01
				長門	41	0.03
				岩国	38	0.1
				須佐	36	0.01
(略)						
愛媛県	松山	16	1	今治	41	0.01
				宇和島	19	0.05
				八幡浜	24	0.01
				新居浜	41	0.3
				大洲	15	0.01
				菊間	16	0.01
				城辺	32	0.01
				西宇和	41	0.02
				川之江	16	0.01
				伊予青島	37	0.01
(略)						

				新宮	23 44	0.01
(同左)						
島根県	松江	21	1	浜田	35	0.1
				西ノ島	23 35	0.03
				大田	24	0.01
				益田	21	0.03
				江津	56 48	0.03
				仁摩	24	0.01
(同左)						
山口県	山口	16	1	下関	16	0.1
				萩	56 48	0.1
				柳井	30	0.01
				周東	30	0.01
				美祢	16	0.01
				長門	61 41	0.03
				岩国	38	0.1
				須佐	56 36	0.01
(同左)						
愛媛県	松山	16	1	今治	41	0.01
				宇和島	19	0.05
				八幡浜	59 24	0.01
				新居浜	41	0.3
				大洲	15	0.01
				菊間	16	0.01
				城辺	32	0.01
				西宇和	41	0.02
				川之江	16	0.01
				伊予青島	37	0.01
(同左)						

(注1) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。))を行う基幹放送局の周波数又は空中線電力の変更を必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(注) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。この場合において、一関を送信場所とする中継局にあつては、上段の周波数(チャンネル番号)の使用は平成25年3月31日までに限る。

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全 国	親 局		
	東 京	26	10
	中 継 局		
	(略)		
	(秋 田) 秋 田	50	1
	能 代	45	0.01
	大 館	14	0.01
	大 曲	19	0.03
	花 輪	23	0.01
	鷹 巣	22	0.01
	(略)		
	(群 馬) 前 橋	32	0.1
	沼 田	26	0.005
	下仁田	26	0.01
	(略)		
	(千 葉) 銚 子	39	0.01
	勝 浦	26	0.01
	東 金	26	0.01
	(略)		
	(神奈川) 平 塚	26	0.1
小田原	34	0.01	

(注2) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。この場合において、上段の周波数(チャンネル番号)(秋田を送信場所とする親局並びに五條、新宮及び西ノ島を送信場所とする中継局に係るものを除く。)の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数(チャンネル番号)の使用は平成23年7月25日からとする。ただし、一関を送信場所とする中継局にあつては、上段の周波数(チャンネル番号)は平成25年3月31日まで使用することができるものとし、下段の周波数(チャンネル番号)の使用は平成24年4月1日からとする。

(注3) 栃木県及び群馬県に係る周波数の使用については、平成24年4月1日からとする。

(3) (同左)

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全 国	親 局		
	東 京	26	10
	中 継 局		
	(同左)		
	(秋 田) 秋 田	13 50	1
	能 代	53 45	0.01
	大 館	14	0.01
	大 曲	19	0.03
	花 輪	23	0.01
	鷹 巣	22	0.01
	(同左)		
	(群 馬) 前 橋	32	0.1
	沼 田	26	0.005
	(同左)		
	(千 葉) 銚 子	26 39	0.01
	勝 浦	26	0.01
	東 金	26	0.01
	(同左)		
	(神奈川) 平 塚	26	0.1
	小田原	26	0.01



(略)		
(石川) 金沢 <u>七尾</u>	13 <u>44</u>	1 <u>0.05</u>
輪島 珠洲 羽咋	31 31 31	0.01 0.03 0.01
(略)		
(長野) 長野 長野(善光寺) 松本 <u>岡谷</u>	13 32 32 <u>38</u>	1 0.02 0.01 <u>0.02</u>
飯田 伊那 真田 飯山	48 27 27 27	0.1 0.01 0.01 0.005
(略)		
(奈良) <u>五條</u>	<u>50</u>	<u>0.01</u>
(和歌山) 御坊 田辺 <u>新宮</u>	13 13 <u>46</u>	0.01 0.01 <u>0.01</u>
(略)		
(島根) 松江 浜田 <u>西ノ島</u>	19 37 <u>30</u>	1 0.1 <u>0.03</u>
大田 益田 江津 仁摩	20 20 50 20	0.01 0.03 0.03 0.01
(略)		

34		
(同左)		
(石川) 金沢 <u>七尾</u>	13 <u>53</u> <u>44</u>	1 <u>0.05</u>
輪島 珠洲 羽咋	31 31 31	0.01 0.03 0.01
(同左)		
(長野) 長野 長野(善光寺) 松本 <u>岡谷</u>	13 32 32 <u>57</u> <u>38</u>	1 0.02 0.01 <u>0.02</u>
飯田 伊那 真田 飯山	48 27 27 27	0.1 0.01 0.01 0.005
(同左)		
(奈良) <u>五條</u>	<u>13</u> <u>50</u>	<u>0.01</u>
(和歌山) 御坊 田辺 <u>新宮</u>	13 13 <u>13</u> <u>46</u>	0.01 0.01 <u>0.01</u>
(同左)		
(島根) 松江 浜田 <u>西ノ島</u>	19 37 <u>22</u> <u>30</u>	1 0.1 <u>0.03</u>
大田 益田 江津 仁摩	20 20 50 20	0.01 0.03 0.03 0.01
(同左)		

(山 口)		
山 口	13	1
下 関	13	0.1
萩	<u>52</u>	<u>0.1</u>
柳 井	32	0.01
周 東	32	0.01
美 祢	13	0.01
長 門	<u>45</u>	<u>0.03</u>
岩 国	40	0.1
須 佐	51	0.01
(略)		
(愛 媛)		
松 山	13	1
今 治	39	0.01
宇 和 島	13	0.05
八 幡 浜	<u>30</u>	<u>0.01</u>
新 居 浜	39	0.3
大 洲	14	0.01
菊 間	13	0.01
城 辺	31	0.01
西 宇 和	39	0.02
川 之 江	22	0.01
伊予青島	36	0.01
(略)		
(長 崎)		
長 崎	13	1
佐 世 保	40	1
諫 早	<u>51</u>	<u>0.01</u>
福 江	40	0.01
郷ノ浦	49	0.03
厳 原	49	0.03
(略)		

(山 口)		
山 口	13	1
下 関	13	0.1
萩	<u>58</u>	<u>0.1</u>
柳 井	32	0.01
周 東	32	0.01
美 祢	13	0.01
長 門	<u>58</u>	<u>0.03</u>
岩 国	40	0.1
須 佐	51	0.01
(同左)		
(愛 媛)		
松 山	13	1
今 治	39	0.01
宇 和 島	13	0.05
八 幡 浜	<u>56</u>	<u>0.01</u>
新 居 浜	39	0.3
大 洲	14	0.01
菊 間	13	0.01
城 辺	31	0.01
西 宇 和	39	0.02
川 之 江	22	0.01
伊予青島	36	0.01
(同左)		
(長 崎)		
長 崎	13	1
佐 世 保	40	1
諫 早	<u>13</u>	<u>0.01</u>
福 江	40	0.01
郷ノ浦	49	0.03
厳 原	49	0.03
(同左)		

(注1) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う基幹放送局の周波数又は空中線電力の変更を必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(注) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。

2 放送大学学園の放送

教育放送

(表略)

3 基幹放送事業者の放送

(1) 総合放送(広域放送)

放送対象地域	親局			中継局			
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	
関東 広域圏	東京	21 22 23 24 25	10	(略)			
				(群馬)			
				前橋	33 36 42 43 45	0.1	
				沼田	21 22 23 24 25	0.005	
				下仁田	21 22 23 24 25	0.01	
				(略)			
				(千葉)			
				銚子	33 36 42 43 45	0.01	
				勝浦	21 22 23 24 25	0.01	
				東金	21 22 23 24 25	0.01	
(略)							
(神奈川)							
平塚	21 22 23 24 25	0.1					
小田原	36 38 47 49 52	0.01					
(略)							
近畿 広域圏	大阪	14 15 16 17	3	(略)			
				(奈良)			
				五條	35 37 39 41	0.01	

(注2) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。この場合において、上段の周波数(チャンネル番号)(秋田、銚子、新島、小田原、五條、新宮、西ノ島及び諫早を送信場所とする中継局に係るものを除く。)の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数(チャンネル番号)の使用は平成23年5月25日からとする。ただし、一関を送信場所とする中継局にあつては、上段の周波数(チャンネル番号)は平成25年3月31日まで使用することができるものとし、下段の周波数(チャンネル番号)の使用は平成24年4月1日からとする。

2 (同左)

(同左)

(同左)

(注) これらの周波数のうち、当該周波数を確保するために標準テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。))を行う基幹放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

3 (同左)

(1) (同左)

放送対象地域	親局			中継局			
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	
関東 広域圏	東京	21 22 23 24 25	10	(同左)			
				(群馬)			
				前橋	33 36 42 43 45	0.1	
				沼田	21 22 23 24 25	0.005	
				(同左)			
				(千葉)			
				銚子	21 22 23 24 25 42 36 45 43 33	0.01	
				勝浦	21 22 23 24 25	0.01	
				東金	21 22 23 24 25	0.01	
				(同左)			
(神奈川)							
平塚	21 22 23 24 25	0.1					
小田原	21 22 23 24 25 38 36 49 47 52	0.01					
(同左)							
近畿 広域圏	大阪	14 15 16 17	3	(同左)			
				(奈良)			
				五條	14 15 16 17	0.01	

				(和歌山)					
				御坊	14	15	17	47	0.01
				田辺	14	15	17	47	0.01
				新宮	14	16	38	42	0.01

(注) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。

(2) 総合放送(県域放送)

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数(チャンネル番号)	空中線電力(kW)	送信場所	周波数(チャンネル番号)	空中線電力(kW)
北海道	札幌	14 19 21 23 25	3	(略)		
				釧路	31 36 41 43 45	1
				(略)		
				根室	27 31 35 43 45 38 40 44	0.05
				(略)		
				静内	35 37 39 41 42	0.01
				(略)		
				中標津	25 28 30 34 37	0.2
(略)						
秋田県	秋田	21 29 35	1 (注2)	能代	40 44 46	0.01
				大館	17 18 20	0.01
				大曲	25 26 33	0.03
				花輪	27 29 31	0.01
				鷹巣	26 39 43	0.01
(略)						
群馬県	前橋	19	0.112	沼田	19	0.005

								35 37 39 41	
				(和歌山)					
				御坊	14	15	17	47	0.01
				田辺	14	15	17	47	0.01
				新宮	14	15	16	17	0.01
						38	42		

(注1) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準放送によるものを除く。))を行う基幹放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(注2) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。この場合において、下段の周波数(チャンネル番号)の使用は平成23年7月25日からとする。

(2) (同左)

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数(チャンネル番号)	空中線電力(kW)	送信場所	周波数(チャンネル番号)	空中線電力(kW)
北海道	札幌	14 19 21 23 25	3	(同左)		
				釧路	31 36 43 45 61 41	1
				(同左)		
				根室	27 31 35 43 45	0.05
				(同左)		
				静内	20※31※33※41 42 39 35 37	0.01
				(同左)		
				中標津	28 30 34 37 56 25	0.2
(同左)						
秋田県	秋田	17※21 29 35	1 (注3)	能代	40 44 46	0.01
				大館	17 18 20	0.01
				大曲	25 26 33	0.03
				花輪	27 29 31	0.01
				鷹巣	26 39 43	0.01
(同左)						
群馬県	前橋	19	0.112	沼田	19	0.005

				<u>下仁田</u>	<u>19</u>		<u>0.01</u>
(略)							
東京都	東京	<u>20</u> <u>16</u>	<u>3</u>	<u>新島</u>	<u>20</u> <u>50</u>		<u>0.03</u>
(略)							
神奈川県	横浜	18	1	(略)			
				<u>小田原</u>	<u>31</u>		<u>0.01</u>
(略)							
石川県	金沢	14 16 17 23	1	<u>七尾</u>	<u>20</u> <u>30</u> <u>39</u> <u>42</u>		<u>0.05</u>
(略)							
(略)							
長野県	長野	14 15 16 18	1	(略)			
				<u>岡谷</u>	<u>41</u> <u>44</u> <u>49</u> <u>51</u>		<u>0.02</u>
(略)							
(略)							
奈良県	奈良	29	0.1	<u>五條</u>	<u>21</u>		<u>0.01</u>
和歌山県	和歌山	20	0.1	(略)			
				<u>新宮</u>	<u>34</u>		<u>0.01</u>
(略)							
鳥取県	鳥取	38 43 45	0.1	<u>鳥取</u>	<u>31</u> <u>36</u>		0.1
・	・		1	<u>(注4)</u>			
島根県	松江		<u>(注3)</u>	(略)			
				<u>松江</u>	<u>41</u>		1
				<u>(注5)</u>			
(略)							
岡山県	岡山	18 20 21 27 30	2	(略)			
・	・			<u>高松</u>	<u>15</u> <u>17</u> <u>18</u> <u>21</u> <u>27</u>		0.5
香川県	高松			<u>(注6)</u>			
(略)							
(略)							
山口県	山口	18 20 26	1	(略)			
				<u>須佐</u>	<u>40</u> <u>43</u> <u>50</u>		<u>0.01</u>
(略)							

(同左)							
東京都	東京	<u>20</u> <del>※</del> <u>16</u>	<u>3</u>	<u>新島</u>	<u>20</u> <del>※</del> <u>50</u>		<u>0.03</u>
(同左)							
神奈川県	横浜	18	1	(同左)			
				<u>小田原</u>	<u>18</u> <del>※</del> <u>31</u>		<u>0.01</u>
(同左)							
石川県	金沢	14 16 17 23	1	<u>七尾</u>	<u>20</u> <u>30</u> <u>39</u> <u>61</u> <u>42</u>		<u>0.05</u>
(同左)							
(同左)							
長野県	長野	14 15 16 18	1	(同左)			
				<u>岡谷</u>	<u>41</u> <u>49</u> <u>51</u> <u>53</u> <u>44</u>		<u>0.02</u>
(同左)							
(同左)							
奈良県	奈良	29	0.1	<u>五條</u>	<u>22</u> <del>※</del> <u>21</u>		<u>0.01</u>
和歌山県	和歌山	20	0.1	(同左)			
				<u>新宮</u>	<u>20</u> <del>※</del> <u>34</u>		<u>0.01</u>
(同左)							
鳥取県	鳥取	38 43 45	0.1	<u>鳥取</u>	<u>31</u> <u>36</u>		0.1
・	・		1	<u>(注5)</u>			
島根県	松江		<u>(注4)</u>	(同左)			
				<u>松江</u>	<u>41</u>		1
				<u>(注6)</u>			
(同左)							
岡山県	岡山	18 20 21 27 30	2	(同左)			
・	・			<u>高松</u>	<u>15</u> <u>17</u> <u>18</u> <u>21</u> <u>27</u>		0.5
香川県	高松			<u>(注7)</u>			
(同左)							
(同左)							
山口県	山口	18 20 26	1	(同左)			
				<u>須佐</u>	<u>35</u> <del>※</del> <u>53</u> <u>55</u> <u>50</u> <u>40</u> <u>43</u>		<u>0.01</u>
(同左)							

愛媛県	松山	17 20 21 27	1	(略)		
				八幡浜	47 49 50 51	0.01
				(略)		
				西宇和	17 21 49 51	0.02
(略)						
福岡県	福岡	26 30 31 32 34	3	(略)		
				宗像	16 18 20 24 26 23	0.021
				(略)		
(略)						
長崎県	長崎	14 18 19 20	1	(略)		
				郷ノ浦	20 38 41 45	0.03
				(略)		
(略)						

愛媛県	松山	17 20 21 27	1	(同左)		
				八幡浜	47 49 54 57 50 51	0.01
				(同左)		
				西宇和	54 57 58 61 17 51 49 21	0.02
(同左)						
福岡県	福岡	26 30 31 32 34	3	(同左)		
				宗像	16 18 20 24 26	0.021
				(同左)		
(同左)						
長崎県	長崎	14 18 19 20	1	(同左)		
				郷ノ浦	20 38 45 61 41	0.03
				(同左)		
(同左)						

(注1) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。

(注2) ~ (注6) (略)

(注1) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う基幹放送局の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(注2) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。この場合において、上段の周波数（チャンネル番号）（上段に※が付されているものを除く。）の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。

(注3) ~ (注7) (同左)

第7 標準テレビジョン放送による放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等（注1）

放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全国	東経110度（放送衛星業務用の周波数を使用して衛星基幹放送を行う衛星）	5 7 11 (注2)	0.12

(注1) 中継器の故障等により、上記により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。

(注2) この周波数（チャンネル番号）の使用は、平成23年7月24日までに限る。

第6 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等 (注)

（表略）

(注) 中継器の故障等により、上記により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。

第7 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。）による衛星基幹放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送に限る。）（注1） (注2)

（表略）

（注1）・（注2） （略）

第8 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等 (注1) (注2)

（同左）

(注1) 中継器の故障等により、上記により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。

(注2) チャンネル番号17の周波数の使用は、平成22年からとし、チャンネル番号5、7、11、19、21及び23の周波数の使用は、平成23年からとする。

第9 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。）による衛星基幹放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送に限る。）（注1） (注2) (注3)

（同左）

（注1）・（注2） （同左）

(注3) この周波数の使用は、故障等により人工衛星N—SAT—110による基幹放送局による運用が困難な場合とする。